

財務省告示第四十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十年一月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記	利付国庫債券（十年）（第二百八
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十
三	法律及びそ	の九条法律第二十三号）附則第七
四	の条項及びそ	の十三年法律第七十五号。以下
五	振替法の適	用を振替法」という。の規定の適
六	用等	を振替法」という。の規定の適
七	発行方法	株式会社ゆうちょ銀行による引
八	発行方法	株式会社ゆうちょ銀行による引
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金
十一	額	の記載又は記録は、最低額面金
十二	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金
十三	発行価格	の記載又は記録は、最低額面金
十四	発行日	の記載又は記録は、最低額面金
十五	利率	の記載又は記録は、最低額面金

平成二十年一月二十一日
 額面金額百円につき百円四十八
 銭
 年一・五パーセント

十二 経過の払込み

株式会社ゆうちょ銀行代表執行役会長は、払込金額に追加、第一次の式により算出した金額を第八号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{32}{365}}$$

十三 初期利子

平成二十年六月十日を支払うと、平成二十年六月十日を払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十九年十二月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 払込場所

日本銀行

十八 払込期日

平成二十年一月二十一日